

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社佐電工
法人番号: 8300001000424
住所: 佐賀県佐賀市天神1丁目4番3号
- 指名停止措置期間: 令和7年5月21日から令和7年7月20日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 九州地方測量部管内
- 事実概要:

本件は、佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、株式会社佐電工の営業本部副本部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警に逮捕されたものである。

また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

- 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社佐電工の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要領	期間
1~7 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヶ月以内
9~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)